

児童手当申請に係る 「書かない窓口」システムのイメージ

ココが新しく・便利になりました♪

1 出生届作成



自宅など

スマホで「出生届オンライン作成システム」を利用し、出生届を作成します。

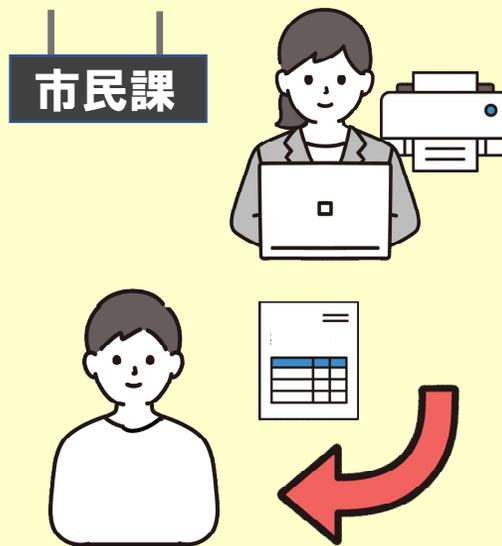
2 出生手続



市役所(市民課)

市民課の窓口でスマホを提示し、出生手続(内容確認、署名など)を行います。

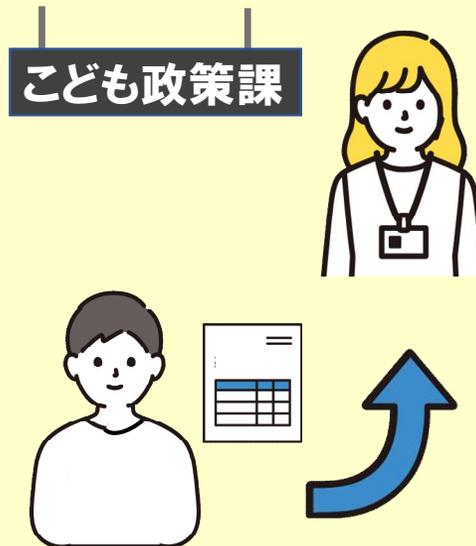
3 申請書受け取り



市役所(市民課)

出生手続後、記入済み・プリントアウトした児童手当申請書を受け取ることができます。

4 児童手当申請



市役所(こども政策課)

受け取った申請書をこども政策課の窓口へ提出すれば、手続が完了します。